業務委託契約書（案）

収入印紙
貼　　付

日本年金機構 を甲とし、○○○○ を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名　年金請求書（ターンアラウンド用）の作成及び発送準備業務
（令和９年度用）

予定数量　930,000 件
予定数量（件数）については増減がありうる。

契約単価　＿＿＿＿＿＿円
（上記の契約単価は１件当たりの単価であり、消費税等額を含まない額である。）
契約保証金　全額免除

（総則）
第１条　乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書、委託要領及び運用仕様書（又は提案書）等当該業務の実施方法等について記載された文書（以下「仕様書等」という。）に定める業務を信義に則り誠実に実施し、履行期限（成果物の納入期限を含む。以下同じ。）までに完了するとともに、仕様書等に成果物の納入が義務付けられている場合は、その成果物を履行期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）
第２条　本契約の履行に当たり、乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員（事業主（法人である場合はその役員）を含む。）で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。
２　乙は、当該業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。
３　乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

（労働法上の責任）
第３条　乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任を全て負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。
２　乙は、甲に対し、業務委託員に関し、甲の所有又は占有にかかる建築物、設備、装置、通路等乙が使用を許されているものについて安全又は衛生上の責任を負うとともに、危険・有害のおそれが発見されたときはその旨を直ちに甲に申し出るものとし、甲乙協議の上、甲又は乙が速やかに措置を行うこととする。

（仕様書等の疑義）
第４条　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。
２　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（委託期間等）
第５条　当該業務の委託期間、履行期限及び履行場所は、次のとおりとする。
委託期間：令和９年１月４日から令和１０年４月１４日まで
履行期限：仕様書等のとおり
履行場所：仕様書等のとおり

（サービス品質に関する合意）
第６条　甲及び乙は、契約締結に当たり、目標とすべき業務の品質に関する合意事項について、書面を作成することとする。なお、この書面については、仕様書の一部とする。
２　乙は、前項の目標とする業務の品質について、定期的な進捗管理を行うとともに、甲と緊密な連携をもって、目標を達成するよう努力をしなければならない。

（情報の取得）
第７条　乙は、当該業務の遂行上、組織的に用いるものとして作成又は取得した文書等について、甲から要求があった場合については、速やかに提出するものとする。ただし、やむを得ない事情により、乙が作成又は取得した文書等の全部又は一部について、甲に提出できないことを協議し、承認を得た場合については、この限りではない。

（個人情報の取扱いにかかる規則等）
第８条　乙は、就業規則等において、以下に掲げる事項を当該業務の開始までに定めなければならない。
(1)　個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第２条第９項に規定す

る特定個人情報を含む。以下同じ。）の取扱いにかかる業務に関する取扱規程
(2)　個人情報の取扱状況の点検及び監査に関する規程
(3)　個人情報の取扱いに関する業務委託員の役割・責任にかかる規程
(4)　個人情報の取扱いに関する規程に違反した業務委託員に対する処分の内容
2　乙は、当該業務に従事する業務委託員の使用者としての法令上の全ての責任及び監督の責任を負わなければならない。
3　乙は、業務委託員に対し甲の構内にいる間、甲の職場秩序を維持する定めを遵守させるものとする。

（個人情報保護に関する体制の整備）
第９条　乙は、当該業務の開始までに業務委託員の中から、個人情報の安全管理にかかる業務遂行の総責任者（以下「総括管理責任者」という。）及び個人情報の取扱いを行う部署における管理者（以下「部署管理者」という。）を選任するとともに、個人情報の取扱状況の点検計画を策定し、点検の実施管理者（以下「点検管理者」という。）を選任しなければならない。
2　乙は、総括管理責任者に次の各号の事務を行わせることとする。
(1)　個人情報の取扱いに関する規程等の承認及び業務委託員への周知
(2)　部署管理者の任命
(3)　システムを使用する場合においては、個人情報へのアクセス権限を管理する者の任命
(4)　部署管理者からの報告聴取及び助言・指導
(5)　業務委託員に対する教育・研修の企画
(6)　その他当該業務全体における個人情報保護に関すること
3　乙は、部署管理者に、当該部署管理者が所管する部署における次の各号の事務を行わせることとする。
(1)　当該業務の事務管理
(2)　個人情報取扱者（業務委託員のうち、個人情報を取り扱う者をいう。）の指定及び変更等の管理
(3)　届書（届書の複写複製等を行ったものを含む。）の保管場所の指定及び管理
(4)　個人情報の取扱状況の把握
(5)　業務委託員に対する教育・研修の実施
(6)　総括管理責任者に対する報告
(7)　その他個人情報の安全管理に関すること
4　乙は、総括管理責任者、部署管理者及び点検管理者等から、個人情報の取扱規程違反等、不適切な個人情報の取扱いにかかる報告があった場合には、速やかにその改善を行う。
5　乙は、当該業務の開始までに個人情報の漏えい等が発生した場合における原因調査、再発防止及び事後対策等の検討のための対応体制を整備する。
6　乙は、総括管理責任者及び部署管理者を選任したときは、仕様書等に定める期日までに、甲に対して、その承認を申請しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（教育・訓練等の実施）
第 10 条　乙は、当該業務の開始前及び随時に、業務委託員に対し個人情報の取扱いに

かかる教育、訓練を行う。
２　乙は、当該業務の開始前、定期的及び随時に、前項に定める教育、訓練において、当該業務に従事する業務委託員に対し日本年金機構法（平成 19 年法律第 109 号。以下「機構法」という。）第 31 条第２項の守秘義務規定が適用され、これに違反した場合には、機構法第 57 条の罰則の適用対象になり得る旨及び個人情報保護にかかる取扱規則等に違反した場合の処分についての周知をしなければならない。
３　乙は、個人情報の取扱いに関する規程、業務委託員に対する教育、訓練内容等について、定期的な見直しを行わなければならない。

（業務履行体制の整備等）
第 11 条　乙は、仕様書等に定める期日までに、これらに定める業務履行体制を整備しなければならない。
２　甲は、業務履行体制を確認するため、当該業務の開始前に乙の作業場所に立ち入り、検査をすることができるものとする。甲が、乙の業務履行体制が仕様書等と合致していないと判断した場合、乙に期日を定めて改善を指示するものとし、乙はその期日までにこれを改善しなければならない。
３　乙は、当該業務の処理、業務委託員の服務等の監督を行うための体制並びに現場責任者及び現場責任者の不在時の補助者となる者を定め、仕様書等に定める期日までに甲に通知しなければならない。これを変更する場合も同様とする。
４　乙は、業務委託員の氏名等を仕様書等に定める期日までに甲に通知するものとし、業務委託員以外の者に当該業務を行わせてはならない。

（秘密の保持等）
第 12 条　乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。
２　乙は、当該業務の開始前に、業務委託員と、個人情報や機密情報の漏えい及び目的外利用を禁じた守秘義務契約を締結するとともに、更に秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。
３　前項で締結する守秘義務契約には、当該契約に基づく守秘義務が機構法第 31 条第２項に基づくもので、これに違反した場合には機構法第 57 条の罰則が適用され得るものであることのほか、契約終了後及び退職後においても有効であることを明記しなければならない。
４　乙は、第２項の守秘義務契約を締結するに際し、業務委託員から、乙が甲に対し同守秘義務契約書の写しを提出することの同意を得なければならない。
５　乙は、前項の規定により業務委託員と守秘義務契約を締結した旨の報告書及び守秘義務契約書の写しを、仕様書等に定める期日までに甲に提出しなければならない。
６　乙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第１項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

（情報の帰属）
第 13 条　当該業務の実施にかかる全ての情報は、甲に帰属する。ただし、当該業務の実施前より乙に帰属している情報は除くものとする。

（情報等の適正な取扱い）
第 14 条　乙は、当該業務の実施に際し入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない。
２　乙は、当該業務の実施に際し入手した情報の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りでない。
３　乙は、当該業務の実施に当たり、複写複製等を行う必要がある場合は、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。
４　乙は、前項の規定により複写複製物等を作成していた場合において、当該業務が終了し、又は甲からの指示があったときは、いずれも甲の指示に従い適切に廃棄又は消去した上、作業の完了を甲に報告しなければならない。
５　乙は、第１項及び第２項を遵守するための措置を講じなければならない。
６　乙は、甲から貸与された情報の媒体等は業務終了後又は甲が指定する期日までに返却しなければならない。

（主体的部分等の再委託の禁止）
第 15 条　乙は、当該業務の全部又は仕様書等に定める主体的部分を第三者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

（再委託の承認及び変更）
第 16 条　乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあっては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。
２　甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適当であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適当であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。
３　乙は、第１項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 10 条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
４　第１項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
５　乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。

（災害時の対応）
第 17 条　乙は、当該業務の実施に際し、火災その他非常事態が発生したときは、甲に協力して、当該業務における甲の損害を最小限にとどめるよう努めなければならない。

２　乙は、前項の非常事態が発生した後において、甲に協力して、当該業務が継続的に行えるよう努めなければならない。

（報告及び検査）

第 18 条　乙は、業務結果について、報告書を作成し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）の検査を受けなければならない。

２　前項の検査の結果、不合格となった場合、乙は、監督職員の指示に従い遅滞なく当該業務を補正しなければならない。

３　乙は、月ごとに当該処理月分にかかる仕様書等に示す成果物又は業務実施報告書を作成し、その内容について、甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

４　検査職員は前項に規定する成果物又は業務実施報告書を受理した日から起算して 10 日以内（10 日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。

５　乙は、第３項の検査に合格したときをもって当該月にかかる業務を完了したものとする。

６　甲は、第３項の検査の結果、乙の作成した成果物又は業務実施報告書が、仕様書等で示す品質を満たしていないと判断した場合は、当該成果物又は業務実施報告書について、不合格と判定するとともに、期日を定めて乙にこれの補正を指示するものとする。

７　乙は、前項の規定による指示があった場合は、甲が指定する期日までに、該当する成果物又は業務実施報告書を補正の上、再提出し、改めて第３項に規定する検査を受けなければならない。

（監督）

第 19 条　甲は、本契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

２　前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

（調査等）

第 20 条　甲は、乙に対し、随時に当該業務に関する資料の提出又は必要な報告を求めることができるものとする。

２　甲又は監督職員は、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況及び実施結果について、随時に調査を行うこととし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。

３　前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。

４　第２項の調査において、仕様書等に定める事項に違反する事象が判明した場合、甲は乙に対して、業務の停止を指示できるものとし、乙は異議を申し立てることができない。

５　甲が番号法第 11 条及び個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条に基づく適切な監督を実施するために、乙は、甲の求めに応じ必要な資料を提出しなければならない。

6　前２項の規定は、次条第１項の監査について準用する。
7　甲は、国の甲に対する検査・監督上の要請に対応するため、必要に応じて、乙に対し当該業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

（監査）
第 21 条　乙は、当該業務の実施状況について、甲から、外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力しなければならない。
2　前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。ただし、甲が通知を不要と判断した場合には、事前に通知することなく立入監査を実施することができるものとする。
3　前２項に定めるもののほか、監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

（所有権の移転及び危険負担）
第 22 条　本契約に基づく成果物の所有権は、第 18 条第３項に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。
2　前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときより、甲は乙の責に帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

（事故報告等）
第 23 条　乙は、当該業務の実施に際し、次の各号の一に該当するときは、直ちに必要な応急的措置を講じるとともに、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
(1)　情報セキュリティインシデントが発生したとき
(2)　個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したとき
(3)　前２号に掲げる場合のほか、事故が発生したとき。
2　乙は、前項の報告をした後、速やかに事故内容等の詳細を文書により監督職員に報告しなければならない。
3　乙は、当該業務の実施に際し、仕様書等に定める事項に違反する又は違反すると疑われる事象に関する情報、若しくは法令違反通報、内部通報又は外部からの指摘（報道を含む。）等の情報を把握したときは、直ちにその把握した情報の詳細について文書により監督職員に報告しなければならない。本契約終了後においても同様とする。この場合、報告を受けた監督職員は必要に応じて指示を行うものとする。
4　乙は、公租公課を滞納した場合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。
5　乙は、第１項から第３項までに規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。
6　甲又は監督職員は、第１項から第３項までに規定する事故等が発生した場合、第 20 条による調査等及び第 21 条による監査を行うことができる。
7　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け又は送検された場

合は、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。

８　乙は、次の各号の一に該当したときは、速やかにその事実を甲に報告しなければならない。ただし、本契約締結以前に第２号から第４号までの認定を受けていない場合は、この限りではない。

(1)　情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１又はＪＩＳＱ２７００１）の認証が取り消されたとき

(2)　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）が取り消されたとき

(3)　次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナくるみん認定）が取り消されたとき

(4)　青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定）が取り消されたとき

（公益通報者の保護）

第 24 条　甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（対価の支払）

第 25 条　乙は、第 18 条第３項の検査に合格したときは、対価の支払を、甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に月単位に請求することができることとする。ただし、対価の請求額については、次の各号により算出した額の合計額とする。

(1)　契約単価に第 18 条第３項の検査に合格した数量を乗じて算出した額。ただし、算出した額に１円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

(2)　前号の額に消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づく税率を乗じて得た額（以下「消費税等額」という。）。ただし、この場合、消費税等額に１円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。

２　出納責任者は、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。

３　甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払を留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。

（支払遅延損害金）

第 26 条　出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に出納責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第

８条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第 27 条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第１項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

（特許権等の費用負担）

第 28 条　当該業務の実施に当たり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

（著作権等）

第 29 条　本契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。

２　本契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号の規定による。

(1) 本契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利を含む。）は、全て甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。

ただし、納入された成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュー

ル等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。

(2) 乙は、甲がその旨を求めるときは、別紙様式による著作権譲渡証明書を甲に提出しなければならない。

(3) 乙は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先より、業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面で取り付けなければならない。

(4) 甲は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第２項第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

(5) 乙は、甲に対して、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

（契約不適合責任）

第 30 条　甲は、本契約に基づく成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを知ったときは、直ちに乙に期限を指定して、修補の要求又は代替物若しくは不足分の引渡しの要求による履行の追完をするとともに、損害賠償の請求をすることができ、乙は、甲が請求した方法に従いその履行を追完するものとする。

２　前項の場合において、甲が相当の期限を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに対価の減額を請求することもできる。

(1)　履行の追完が不能であるとき。

(2)　乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3)　特定の日時又は期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みが無いことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第 31 条　甲は、成果物が契約不適合である場合において、前条に規定する履行の追完の請求、損害賠償の請求又は対価の減額の請求をするときは、甲が契約不適合の事実を知った時から 1 年が経過する日までに乙に対して契約不適合である旨を通知しなければならない。ただし、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときは、この限りでない。

（履行不能等の通知）

第 32 条　乙は、理由の如何を問わず、履行期限までに本契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は本契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（甲の解除権）
第 33 条　甲は自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して 30 日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。
２　甲は、成果物が契約不適合である場合において、第 30 条第 1 項に規定する履行の追完を請求し、その期限内に履行がないときは、その程度の如何にかかわらず本契約の全部又は一部を解除することができる。
３　甲は、乙が第 38 条第 1 項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。
(1)　甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。
(2)　本契約締結後、乙が仕様書等に定める業務履行体制を確保できないと認められるとき。
(3)　第５条に規定する履行期限内に仕様書等に定める業務を完了しないとき。
(4)　本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。
(5)　乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(6)　本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
(7)　本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
(8)　乙又は業務委託員が本契約に違反し、当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
(9)　本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。
(10)　公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。
(11)　甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。
(12)　甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。
(13)　手形交換所の取引停止処分があったとき。
(14)　乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
(15)　破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
(16)　営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
(17)　監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。
(18)　反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。
ア　甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する

者
イ　甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
ウ　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(19)　甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(20)　私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。

(21)　乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(22)　乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反又は個人情報の保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(23)　乙が、情報セキュリティに関する第三者評価（プライバシーマーク、ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１又はＪＩＳＱ２７００１）の認定を取り消されたとき又は認定を取り消されたことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(24)　乙が、前各号に定めるもののほか、民法第５４２条各項各号に定める事由が発生したとき。

４　本契約の再委託先において、前項第 17 号及び第 21 号から第 23 号までの状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

５　甲は、乙から提供される業務の品質が、本契約の締結の際に定められた業務の品質に関する合意に達しない場合で、かつ、その改善が見込めない場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

６　第２項から前項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合には、委託内容が既に履行されているとき、又は返還すべき成果物が既にその用に供せられているときであっても、甲は、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

第 34 条　前条第２項から第５項までの規定により本契約の全部又は一部が解除されたときには、違約金として、乙は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額から第 18 条第３項の規定による検査が完了した期間に相当する金額又は納品され合格となった成果物の対価を差し引いて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額(以下「違約金額」という。)を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項に規定する違約金額が、第 36 条第３項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（乙の解除権）

第 35 条　乙は、甲がその責に帰すべき理由により、本契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

２　前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）
第 36 条　乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、乙に不利な時期に第 33 条第１項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
２　甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
３　第 33 条第２項から第４項までの規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたときには、乙は甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。この損害額が第 34 条第１項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
４　甲及び乙は、本契約書又は仕様書等に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対して生じた損害を賠償しなければならない。ただし、第 45 条第１項に規定する損害を賠償する場合はこの限りでない。
５　本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。
６　第 20 条第４項の規定により、甲が当該業務の全部又は一部を中止した場合、乙は、これによって乙に生じた損害の賠償について、甲に請求することができない。

（事情の変更）
第 37 条　甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
２　甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
３　前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（談合等の不正行為にかかる解除）
第 38 条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
(2)　乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為にかかる違約金等）

第 39 条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の 100 分の 10 に相当する金額（以下「不正行為違約金」という。）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。

(2)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(3)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の４第７項又は第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)　乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約単価に予定数量を乗じて算出した金額の 100 分の５に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 条の３第１項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(2)　当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)　乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は、本契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為にかかる違約金額」という。）が、次条第１項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為にかかる損害賠償）

第 40 条　第 38 条第１項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えたときは、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

２　前項に規定する損害賠償額が不正行為にかかる違約金額を下回る場合については、不正行為にかかる違約金額をもって損害賠償額とする。

（談合等の不正行為にかかる違約金に関する遅延損害金）

第 41 条　乙が第 39 条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理

等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて算出した金額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

（施設、機器等の使用）

第 42 条　甲は、甲の構内において、乙が当該業務を行う場合については、当該履行場所における施設機器及び電力等を無償で使用させるものとする。

２　乙は、前項の規定により使用を認められた施設、機器等については、善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。

（補償事項）

第 43 条　乙は、本契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙又は乙の業務委託員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。

（業務の処理責任）

第 44 条　乙の行う当該業務の処理に誤り又は不適切な点等があり、又は善良な管理者の注意を欠いたため、不完全な処理が行われた場合には、乙は甲に対し直ちに完全な履行となるよう追完を行うとともに、甲に生じた損害につき賠償する責に任ずる。ただし、甲の提供した部品、資材等に乙において発見することが困難な契約不適合があった場合等乙の責に基づかない場合はこの限りではない。

（知的財産権）

第 45 条　乙は、仕様書等に定める委託内容の履行並びに納入された成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

２　乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（損害賠償等にかかる調査）

第 46 条　甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

２　乙は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

３　前２項の規定は、当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に再委託する場合において、当該第三者に対しても適用する。

（支払対価の相殺）
第 47 条　本契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はいつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

（紛争又は疑義の解決方法）
第 48 条　本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

（裁判所管轄）
第 49 条　本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

（存続条項）
第 50 条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第 12 条第１項及び第６項、第 23 条第１項、第２項及び第６項、第 24 条、第 26 条、第 30 条、第 31 条、第 33 条第３項、第 36 条、第 39 条、第 41 条、第 43 条から前条まで及び本条は、なお有効に存続するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　東京都杉並区高井戸西３－５－２４
日本年金機構　理事長代理人
年金給付部長　木村　誓司　　印

乙　　○○○○
○○○○
○○○○　　○○　○○　　印

別紙様式

著 作 権 譲 渡 証 明 書

令和　　年　　月　　日

日本年金機構理事長　殿

住　　所
法人名又は商号
氏　　名　　印

１．契約名称

２．作成者名

上記の名称で特定される著作物に関する全ての著作権（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利を含む。)は、その発生と同時に、日本年金機構に譲渡することを異議なく承諾いたします。

また、当該著作物に関する著作者人格権を、自ら行使せず、当該著作物の作成者その他の第三者に行使させないことを誓約いたします。

以上